

答 申 第 7 5 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 12 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和5年4月12日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和5年4月21日付け公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）において、該当文書が存在しないとして開示されなかった以下の部分について、取消しを求めるというものである。

- (1) 特定県立高等学校の特定部活動が、2022年度における県高等学校体育連盟主催大会に出場するにあたって、私費から生徒（保護者）に支給される旅費に関する以下の記録
ア．顧問（副顧問や会計担当等を含む。）が行った生徒旅費の請求および受領の記録
イ．生徒（保護者）に支給される旅費を保護者（生徒）が受領した記録
ウ．生徒に支給される旅費を部の運営に用いることについて、保護者（生徒）から受領した同意書
- (2) 特定県立高等学校における、県高等学校体育連盟等主催大会への参加にかかる、生徒への旅費の支給に関する規定（2022年度分・2023年度分）

3 本決定の一部取消しについて

実施機関は、審査請求を受けて再検討を行った結果、本件審査請求のうち、(1)ア及び(2)については、開示対象となる文書として保存されていることが確認できたため、部分開示とすることが妥当であると判断を変更し、令和5年8月18日付けで本決定の一部取消しを行っている。

したがって当審査会では、この令和5年8月18日に開示を決定した文書を除く文書（以下「本件不存在文書」という。）を不存在とした判断について審議を行うこととする。

4 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

三重県公文書等管理条例第2条第2項に基づけば、文書が公文書であるかどうかの判断は、公費支出の有無によるものではない。公費支出がないからといって、公文書ではないという取扱いにし、文書を開示しないことは認められない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

県立学校においては、県費や国費などの「公費」のほかに、生徒個人が負担すべき金銭

である「私費」が存在しており、審査請求人が開示請求した文書は「私費」に関するものである。県教育委員会では、「学校諸費等に関する取扱い要領」を制定し、私費の考え方について整理をしている。この要領に基づき、「学校諸費」に該当する

①教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又はそれから生じる利益が生徒等個人に還元されるものの経費で、支払いまでの預かり金として、入学時の宣誓に基づき納付されるもの（例：実習材料費、修学旅行積立金、生徒会費）

②学校の教育活動を支援するなど、学校と密接な関係を有する代表者の定めのある団体に係る経費（例：PTA会費、後援会費）

については、学校において適切に管理することとしており、私費に関する文書であっても開示の対象としている。

請求内容のうち、(1)ア及び(2)については、当初、上記②にあたるものと判断した。②の経費に関する文書は、団体からの委任期間中であれば実施機関が保有しているが、請求時点では委任期間が終了しており、実施機関として文書を保有していなかったため、不存決定を行った。しかしながら、審査請求を受けて改めて検討したところ、当該文書は生徒会費に関するものとして、上記①にあたるものと整理していることが確認できた。そのため、令和5年8月18日付けで新たに部分開示決定を行った。

一方、本件不存文書は、部活動費にかかる文書である。会計処理は部活動顧問教諭と部員生徒・保護者の間で行われており、公費の支出もなければ、前述の学校諸費にも該当しないため、実施機関はこれらの文書を組織的に作成・保有及び利用をしておらず、対象となる公文書は存在しない。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、文書が公文書であるかどうかの判断は、公費支出の有無によるものではなく、公費支出がないことを理由に文書を開示しないことは認められないと主張する。

この主張に対し、実施機関の説明によると、いわゆる私費についての文書であっても、学校諸費に該当するものについては、学校が管理に関与し、組織として文書を保有しているため、公文書として開示することとなるが、本件不存文書は顧問と生徒・保護者

間でやり取りされる部活動費にかかるものであり、学校として保有・管理をしていないため、公文書に該当せず不存在であるとのことであった。

部活動費は、一般的に顧問と生徒・保護者との間でやり取りされるものであって学校は強く関与しておらず、また、学校諸費として挙げられているいずれの経費にも該当するものではないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当審査会としては、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 9 . 6	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 5 . 1 0 . 2	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 5 . 1 1 . 1 5	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 5 年度第 6 回第 2 部会)
R 5 . 1 2 . 2 0	・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 7 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部講師
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。